

収容が被収容者と家族のメンタルヘルスに  
及ぼす影響と『監理措置』の課題

# 日本の収容制度の整理と 入管法改正案のポイント

2021年4月19日

難民研究フォーラム

# 1. 日本の収容制度について

収容令書（収令）に基づく収容（入管法第39条第1項）

退去強制事由に該当すると疑われる場合（上限30日＋延長30日）

2019年は10,474人に収容令書を発付



退去強制令書の発付

2019年は9,218人に発付



退去強制令書（退令）に基づく収容（入管法第52条第5項）

退去強制を受ける者を直ちに送還することができない場合（期間の上限なし）

※ 2019年は収令・退令あわせて21,378人が入所、21,570人が出所  
年末時点で1,054人が収容されている

# 難民申請者の収容

## 1. 空港で難民申請をした場合

- 退去強制事由（不法入国または不法上陸）に該当し、収容される
- 一時庇護上陸許可や仮滞在許可が出た場合は例外的に収容されない

## 2. 難民認定手続の過程で在留資格を失った場合

- 初回申請で難民該当性が低い「B案件」に振り分けられた場合、もしくは複数回申請で難民該当性が高い「A案件」に振り分けられなかった場合

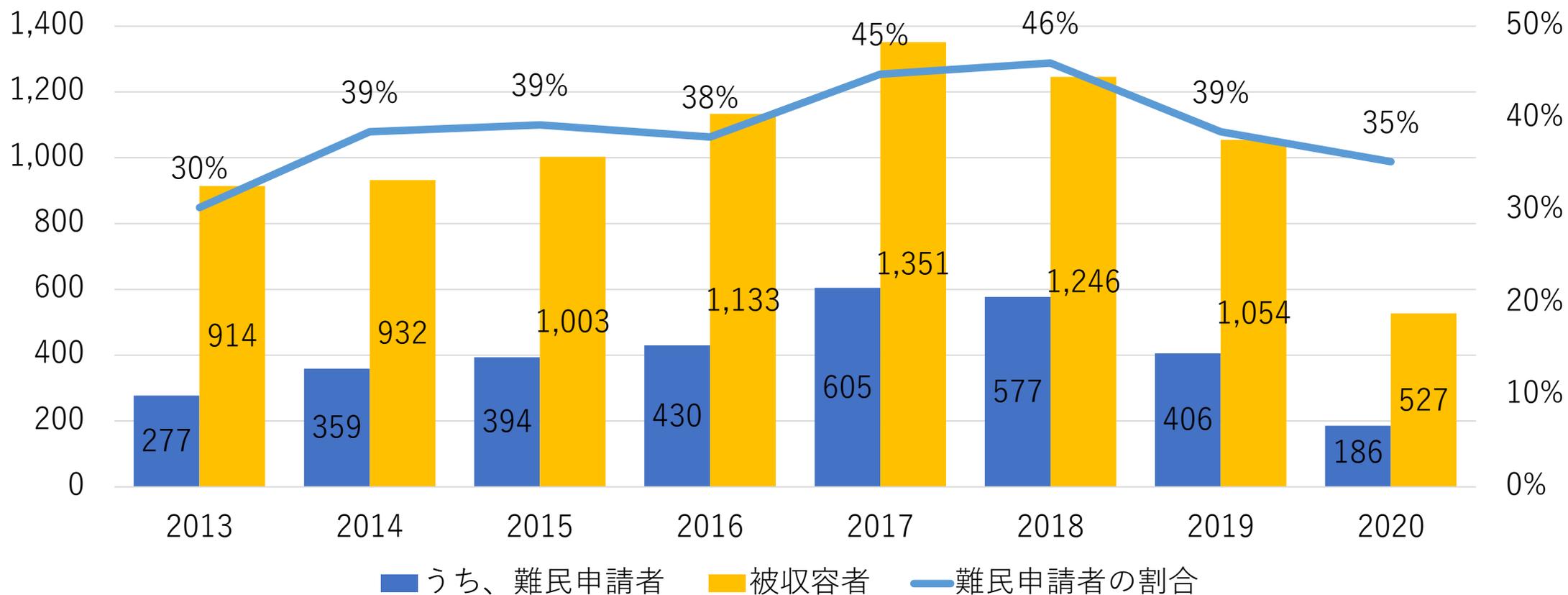
## 3. 在留資格を失ってから難民申請をした場合

### ※難民条約第33条「ノン・ルフールマン原則」

締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見のためにその生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放しまたは送還してはならない。

# 難民申請者の収容

難民申請中の被収容者数（全国）



# 国際社会からの意見

## 国連人権理事会 恣意的拘禁作業部会（WGAD）による意見（2020年9月）

1. 収容の目的を定めず、収容の必要性・合理性を個別に評価していない
2. 収容に関する司法審査が行われていない
3. 収容期限の上限が定められていない

**→日本の入管収容は「恣意的」であり、国際法違反**

## その他、日本の入管収容に対する国連からの意見

自由権規約委員会政府報告書審査（第4回、第6回）、拷問等禁止委員会政府報告書審査（第1回、第2回）、人種差別撤廃委員会政府報告書審査（第7・8・9回、第10・11回）、子どもの権利委員会政府報告書審査（第4・5回）、移住者の人権に関する国連特別報告者レポート（2011年）、国連特別報告者共同書簡（2021年）

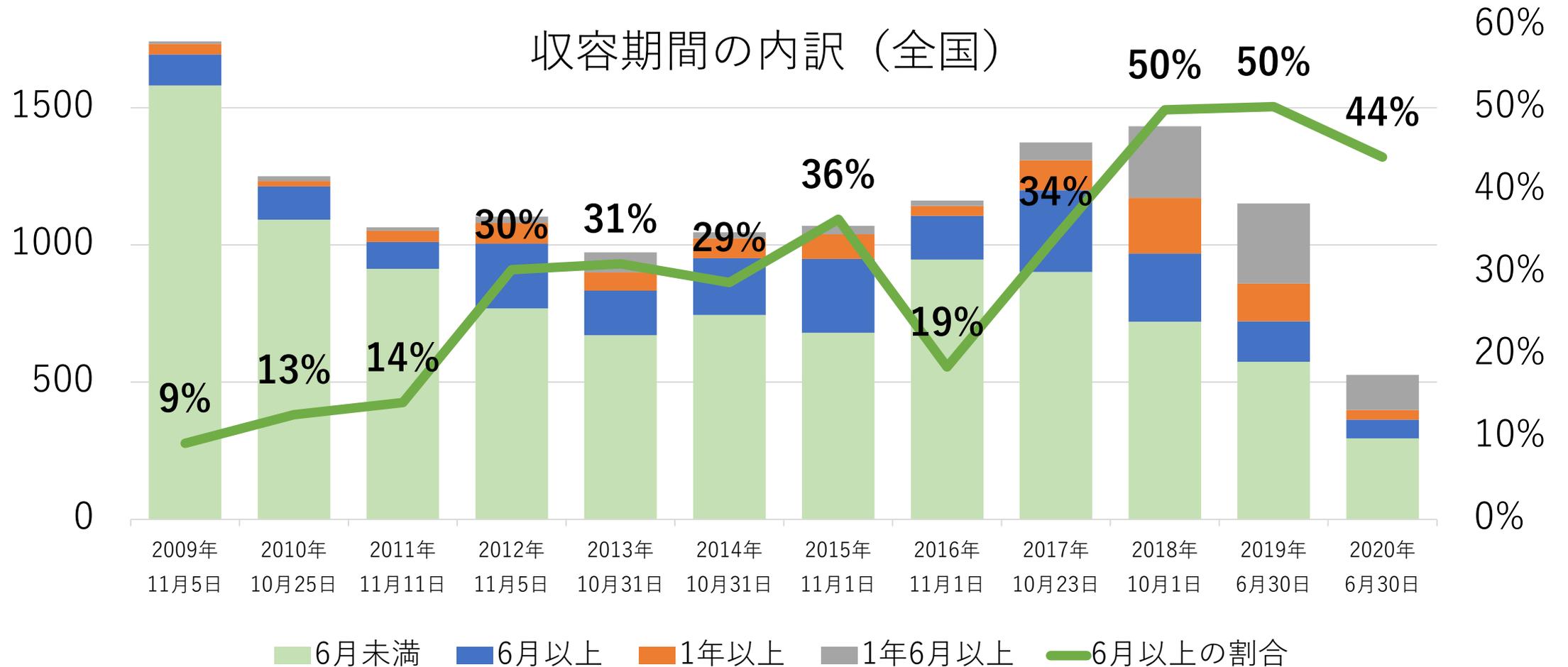
# 収容制度各国比較

※送還に関する決定が出された外国人の収容について。難民研究フォーラム調べ。

	収容期間の上限	定期的な審査	収容期間	出典
オーストラリア	なし	なし	平均553日 (2020/5/31時点)	法律：Migration Act 1958 統計： <a href="#">Immigration Detention Statistics</a>
カナダ	12月	48時間以内、 7日間以内、30日毎	平均13.8日 (2018-19年度の平均)	概要： <a href="#">Global Detention Project</a> 統計： <a href="#">カナダ国境サービス庁</a>
フランス*	90日	48時間以内、48時間経過後、 30日経過後	平均14.6日 (2018年)	法律：Code of Entry and Residence of Foreigners and of the Right to Asylum 統計： <a href="#">AIDA</a>
ドイツ*	6月 (※1)	なし	平均24日 (2018/3-2019/6@Darmstadt-Eberstadt)	法律：滞在法 統計： <a href="#">AIDA</a> 、 <a href="#">Global Detention Project</a>
日本	なし	なし	平均549.5日 (2020/1/1時点@牛久)	法律：出入国管理及び難民認定法 統計： <a href="#">e-Stat</a> 、 <a href="#">福島みずほ Official Site</a> 、 <a href="#">難民支援協会</a>
韓国	なし	3月経過後3月間毎に長官 による承認が必要	公式統計なし	法律：Immigration Control Act 統計： <a href="#">Global Detention Project</a>
スウェーデン*	2月 (※2)	なし	平均27.8日 (2019年)	法律：Alien Act 統計： <a href="#">AIDA</a>
イギリス	なし	4月毎	29日未満：18,042人、29日-2月：3,623人、 2月-1年：2,719人、1年以上：128人 (2019年に放免された者)	法律：Immigration Act 統計： <a href="#">AIDA</a>
アメリカ	90日 (延長 可能な場合あり)	90日・180日・18か月 経過後、その後は毎年	平均132.4日 (2020年度に放免された者)	法律：Immigration and Nationality Act 統計： <a href="#">Global Detention Project</a> 、 <a href="#">ICE</a>

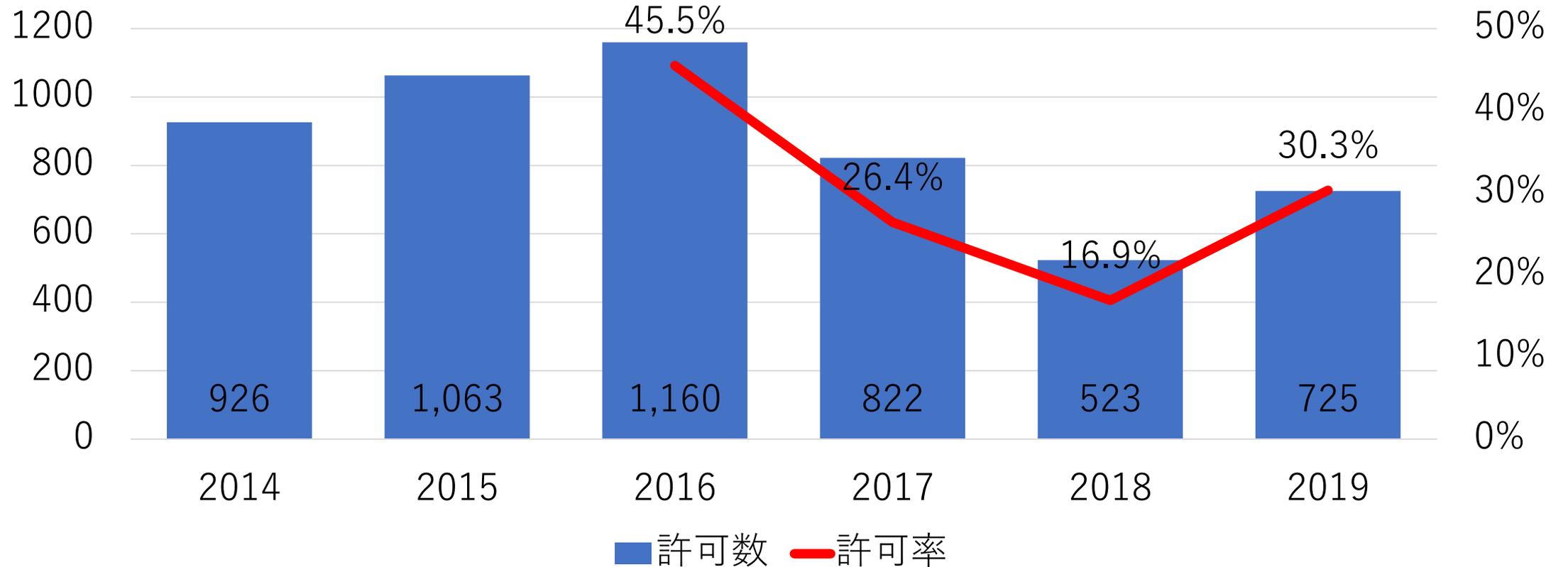
\* EU加盟国の場合、EU指令 (Return Directive 2008/115/EC) で「各構成国は、6ヶ月を超えない範囲の期限で収容期間を設定しなければならない」とされている。※1：可能な限り最短とされている。送還を妨げる場合は更に12月延長可能。※2：特別な事情がある場合に限り延長可能。ただし12月を超えることはできない。

## 2. 収容をめぐる近年の動向：収容の長期化



# 仮放免の厳格化

仮放免状況（退去強制令書に基づく収容）



# 入管法改正案の背景

- 2018年2月28日 入管局長指示 →仮放免の厳格化
- 2019年5月 ハンガーストライキ開始（2020年1月末までに235人が実施）
- **2019年6月 大村入管での飢餓死**
- 2019年7月 2週間仮放免開始
- **2019年10月 大村死亡事案調査報告書**
- // 「収容・送還に関する専門部会」設置
  - 送還忌避者の増加・収容の長期化**を防止する方策、収容の在り方を検討
- **2020年6月 「収容・送還に関する専門部会」による報告書**
- 2020年臨時国会 →法案提出されず
- 2021年通常国会 →法案提出

# 3. 法案の概要



收容に代わる監理措置の創設、被收容者の処遇に関する規定の整備  
仮放免の在り方の見直し（要件・基準の明確化、逃亡した場合の罰則）

# 4. 国会審議に向けて：国内外の動き①

- 2月18日 野党案提出（入管法改正案、難民保護法案）
- 2月19日 政府案提出
- 3月6日 名古屋入管でスリランカ人女性死亡  
→4月9日 政府中間報告発表（死因不明）

## 入管法改正案（野党提出）の概要（収容部分）

	現行法 & 政府案	対案
収容要件	なし	あり（全件収容主義の撤廃）
司法審査	なし	あり（裁判官が許可状を発付）
収容期間 上限	なし	あり ①容疑者収容：10日（最長20日まで更新可※） ②退去強制対象者収容：7日（最長6月まで更新可※） ※裁判官の許可により更新

# 4. 国会審議に向けて：国内外の動き②

- 3月31日 国連特別報告者共同書簡
- 4月 8日 なんみんフォーラム「監理措置に関する意見聴取」結果公表
- 4月 9日 UNHCR見解「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に関するUNHCRの見解」公開
- 4月16日～ 法案審議開始

## 入管改正案「国際水準達せず」 国連の人権専門家が書簡

荒ちひろ 2021年4月6日 23時12分



入管 施設での長期収容の解消を図るなどとする 出入国管理法 の改正案について、国連の人権専門家が「国際的な人権水準に達しておらず、再検討を強く求める」とする共同書簡を出した。書簡を受けて日本の国際人権NGO「ヒューマンライツ・ナウ」などは6日に記者会見を開き、「法案を通してよいのか、政府は国民に対しても説明する義務がある」と訴えた。

2021年4月6日 朝日新聞



特定非営利活動法人なんみんフォーラム  
2021年4月8日

### 監理措置に関する意見聴取（報告）

【実施】 特定非営利活動法人なんみんフォーラム  
【期間】 2021年3月17日～2021年4月5日  
【方法】 なんみんフォーラムおよび加盟団体を通じて、意見聴取フォームを弁護士や外国人を支援する個人や団体へEメールで送付。オンライン（123件）および書面（3件）にて回収した合計126件の意見を、なんみんフォーラムにて集約。

### 回答者の属性について

入管庁の説明によると、監理人として想定されているのは、監理措置対象者の親族、知人、弁護士、支援者、支援団体などです。

北海道から沖縄まで、日本全国の弁護士や外国人支援団体などから、126件の意見を聴取しました。回答者の内訳は弁護士が44人（35%）、支援者が69人（55%）、支援団体としての回答が13件（10%）です。回答者の98%が外国人の収容問題について関心があると回答しました。

